

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2026.2. Vol.192

財産承継 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『店舗兼自宅の建て替え資金の生前贈与手続きサポート、公正証書遺言作成サポート、遺言執行業務』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、キャンプ、釣り

<ごあいさつ>

こんにちは。
行政書士・宅地建物取引士／財産承継コンサルタントの銚立です。

X（旧 Twitter）の運用を始めて3か月が経ち、当事務所が運営する各 Web メディアの情報発信のスタイルが定まってきました。

●X：短文中心。日々の気づきや最新トピックをこまめに発信 ⇒ 

●Facebook ページ：短文プラスアルファ。有益情報も多め ⇒ 

●ブログ：中文。サポート事例の紹介がメイン ⇒ 

●ホームページ：長文でしっかり情報提供 ⇒ 

それぞれのメディアの特性を活かしながら、今後もより良い情報をお届けできればと思います。

<サポート事例>

『店舗兼自宅の建て替え資金の生前贈与手続きサポート、公正証書遺言作成サポート、遺言執行業務』

★この事例のポイント

- 住宅取得資金の贈与非課税制度を活用し、店舗兼自宅の建て替えを実現
- 母の病気を機に、共有名義と相続の不安が顕在化
- 公正証書遺言の作成から相続発生後の手続きまで一貫サポート

お母様との共有名義になっている土地の上に、理容店兼自宅を建て替える計画を、取引先の信用金庫と進めていた M.K 様（当時 61 歳）。

建て替え資金は、
①お母様の自己資金（1500 万円）
②M.K 様の自己資金（1500 万円）
③息子様の住宅ローン（1500 万円）
とし、お母様・M.K 様・息子様の 3 名の共有名義での建て替えを検討されていらっしゃいました。

②の M.K 様の自己資金 1500 万円については、当時の住宅取得等資金の贈与非課税制度を利用し、お母様から生前贈与を受けることを検討。その手続きを進めるため、取引先の信用金庫様から当事務所をご紹介いただき、贈与契約書の作成を担当いたしました。

その 2 年後、「将来の母の相続に備えて遺言書の作成を手伝ってほしい」とのご依頼をいただき、

つづき↓

遺言執行者を当職とするお母様の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

その後は年賀状のやり取りを続けていたしましたが、昨年、お母様のご相続が発生。

当事務所では、遺言執行者として、

- ・相続人である M.K 様のお姉様へのご連絡および手続きのご説明
 - ・預金の解約払戻しおよびご相続人様への送金手続き
 - ・相続（一部遺贈）登記を担当するパートナー司法書士の手配
 - ・相続税申告を担当するパートナー税理士のご紹介
- までをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

「■「法律のことも手続きのことも全く分からなかったのですが、すべてやっていただいて本当に助かりました」（東京都大田区 M.K 様 71 歳）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

8 年くらい前に母が脳梗塞になり、理容師としての仕事が続けられなくなってしまっ。この先どうなるか分からない中で、母自身も「元気なうちに財産のことを整理しておきたい」と、遺言書を作成することに納得してくれました。

ちょうど息子が住宅ローンを組んで家を建て替えた後のタイミングでしたから、将来のことを考えると、きちんと手続きをしておく必要があるん

じゃないかと。それと、当時は母と姉との関係が疎遠になっていたもので、後々トラブルになるのは避けたいという思いもありました。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

何もつてがなかったのですが、信用金庫さんに専門家の紹介をお願いして、銚立先生をご紹介していただきました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

生前贈与のときにお世話になったので、遺言書の作成についても、うちの事情を分かっている銚立先生にお願いするのが良いと思いました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

一応ひと段落ついたということで、ほっとしています。今から、母の部屋をこれからどうするか、考えないといけません。法律のことは何も知らないですし、手続きのことも全く分からなかったのですが、すべてやっていただいて本当に助かりました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

子供が 1 人ではなくて、2 人とか 3 人とかいる方は、分け方が大変だと思うので、相続が起きる前に相談すると良いと思います。

<編集後記>

6 年前に息子が誕生して以来、長らくお休みしていた早朝ランニングを再開しました。2 か月ほど前から週 3 回、自宅（中野）近くを朝 6 時から 20 分ほどゆっくり走っています。心配していた心肺機能の低下も、週末に息子と走り回っていたおかげか意外と大丈夫でした。家を出るときは寒さで凍えそうですが、5 分も走ればすぐにポカポカに。走り終えたあとの充実感が心地よいです。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (3) 第 94647 号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!